令和4年4月1日版

# 平塚市介護予防・日常生活支援総合事業における 訪問型サービスA(指定型)基準

#### 1 事業展開の趣旨

平成29年4月1日から、従前の訪問介護相当サービスよりも人員等の基準を緩和した「訪問型サービスA」を事業所指定により開始しました。これにより、一定の研修受講者が、必ずしも専門的なサービスを必要としない利用者への生活援助が可能となります。2025年問題を見据えた高齢者の増加により、訪問介護員の不足が懸念される中、当該サービスを開始することにより、介護人材のすそ野を広げ、訪問介護員が身体介護を必要とする利用者を重点的に支援できるような仕組みを想定しています。

### 2 サービス内容・利用者の考え方

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(厚生省平成12年老計第10号通知)において示されている身体介護を除くサービスについて提供するものです。

#### 3 利用者の取扱い

原則として、生活援助のみのサービスについては、訪問型サービスAにて対応することとします。ただし、特段の事情により有資格者によるサービス提供が必要な場合等は、この限りではありません。 なお、利用者負担割合は原則として従前の訪問介護相当サービスの基準に準じた扱いとします。

### 4 提供方法

従前の訪問介護相当サービスと同様に、指定事業者により実施し、支給費に係る審査及び支払に関する 事務を国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に委託して行います。

#### 5 指定

### (1) 参入事業者の想定

平塚市において従前の訪問介護相当サービスを提供可能な事業者のうち、当該事業への参入を希望する者から申請を受け付けます。そのため、訪問型サービスA(指定型)のみを提供することは認められません。

#### 【理由】

状態悪化によるサービスの併用による利用者への配慮から、従前の訪問介護相当サービスを提供できる事業所が訪問型サービスA(指定型)の提供を行うものとします。(例:生活援助のみのサービスを利用していた者が状態悪化により身体介護も必要になった場合、A類型のサービスのみしか提供できない事業所では、身体介護の対応ができないため、身体介護のサービス提供がある日については他の事業所が提供することとなります。一方、従前の訪問介護相当サービスを提供できる事業所であれば、同じ事業所が両方のサービスを提供することが可能となります。)

# (2) 指定の有効期間

指定の有効期間の満了日は、従前の訪問介護相当サービスに係る指定の有効期間の満了日と同日とします。

# (3) 指定申請(新規・更新)

訪問型サービスA(指定型)への参入を希望する場合は、所定の様式にて平塚市に申請をするものとします。原則として下記日程表の提出期限までに平塚市福祉部地域包括ケア推進課に必要書類の提出をお願いします。

# 【令和4年度申請期日の日程表】

指定日	提出期限	指定日	提出期限
令和4年4月1日	令和4年2月15日まで	令和4年11月1日	令和4年9月16日まで
令和4年5月1日	令和4年3月17日まで	令和4年12月1日	令和4年10月17日まで
令和4年6月1日	令和4年4月15日まで	令和5年1月1日	令和4年11月17日まで
令和4年7月1日	令和4年5月17日まで	令和5年2月1日	令和4年12月16日まで
令和4年8月1日	令和4年6月17日まで	令和5年3月1日	令和5年1月13日まで
令和4年9月1日	令和4年7月15日まで	令和5年4月1日	令和5年2月15日まで
令和4年10月1日	令和4年8月17日まで	令和5年5月1日	令和5年3月17日まで

# (4) 提出書類

提出書類については平塚市ホームページ内の「指定(新規・更新)に関する申請」を御確認ください。

※ 従前の訪問介護相当サービスの指定申請と同時に行う場合、重複する書類の提出を省略すること が可能です。詳細は、「指定(新規・更新)に関する申請」を御確認ください。

# (5) 定款及び契約書等

当該事業の提供に際しては、定款、運営規程、契約書等において各サービス提供者が規定している書面の該当箇所に当該事業に関する記載をしていただいていること(当該事業を提供する旨の記載)が前提になります。次のとおり、記載例を挙げますが、それぞれの法人により所定の記載方法がございましたら、必ずしもこの例示のとおり記載いただかなくても構いません。

### 【目的欄等の記載例】

「介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業」

- ※ 訪問型サービス全体を記載する場合の例
- ※ 第1号訪問事業に従前の訪問介護相当サービス・訪問型サービスA(指定型)も含まれます。

### (6) 廃止・休止・再開の申請について

既定の期日までに次の届出をする必要があります。

届出内容	必要書類	期限	備考
①廃止届	廃止・休止・再開届出書・	廃止の日の1か月前まで	
	指定通知書(原本)	焼血の日の1かり間まし	
②休止届	廃止・休止・再開届出書	休止の日の1か月前まで	休止期間は最大で6か月
	廃止・休止・再開届出書、		
③再開届	勤務形態一覧表等、再開を確認	再開する日の前日まで	
	するために必要な書類		

# 6 サービス基準

	従前の訪問介護相当サービス	訪問型サービスA(指定型)	
	①管理者 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事務所等の職務に従事可能とします。		
人員	②サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1 人以上 ※一部非常勤職員も可能 ※資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者 等 ※資格要件のうち初任者研修課程修了者及び旧 2級課程修了者は任用要件から廃止されました。ただし、現に従事している者については 平成30年度の間、経過措置を設けました。	②訪問型サービスA責任者 1人以上(利用者数に応じて適当数配置) ※資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修等修了者 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事務所等の職務に従事可能とします。 ※訪問介護及び従前の訪問介護相当の基準の範囲内で、訪問介護及び従前の訪問介護相当のサービス提供責任者が訪問型サービスA責任者を兼務することを可能とします。	
	③訪問介護員等 常勤換算2.5以上 ※資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修 等修了者、生活援助中心型研修修了者	③訪問型サービスA援助者 必要数 ※資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等 修了者、生活援助中心型研修修了者又は一定の 研修受講者 ※訪問介護員等が訪問型サービスA援助者を兼 務することは可能としますが、訪問型サービス A援助者としての勤務時間を訪問介護・従前の 訪問介護相当サービスの常勤換算数の計算に 参入することはできません。	
設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・事業の運営に必要な設備、備品		
運営	・訪問介護員(訪問型サービスAの場合は訪問型サービスA援助者)等の清潔の保持、健康状態の管理・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止休止の届出と便宜の提供 等		

- ※ 上記に記載がない事項については、原則として従前の介護予防訪問介護の取扱いに準じます。
- ※ 支障がない場合、訪問介護、従前の訪問介護相当サービス及び訪問型サービスA(指定型)を同一の 事業所において一体的に運営することができます。その際、サービス提供責任者は訪問介護及び従前の 訪問介護相当サービスの基準の範囲内で訪問型サービスA責任者を兼務することは可能です。この場合、 訪問型サービスA(指定型)の利用者1人を訪問介護及び従前の訪問介護相当サービスの利用者1人と みなして計算します。

# 7 一定の研修

### (1) 概要

訪問型サービスA(指定型)においては、介護福祉士及び介護職員初任者研修等修了者以外に一定の研修受講者についても従事を認めています。一定の研修として次の市主催の講義の受講及び実務研修を行うものとします。(講義を受講してから実務研修を行うことが望ましいものとします。)

市主催の講義は、神奈川県が県内共通のカリキュラムを策定することを目的にした「訪問型サービス A従事者研修カリキュラムおよびテキスト策定委員会」にて作成したテキスト(以下「共通テキスト」 という。)をもとに行います。

共通テキストは平塚市ホームページに掲載しております。共通テキストを使用して各事業所において 研修を実施していただくことにより、市主催の講義を受講する前に訪問型サービスA援助者として従事 いただくことも可能とします。(詳細は【各事業所におけるテキスト活用例】を御参照ください。)

### 【平塚市ホームページ(共通テキスト掲載ページ)】

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/fukushi/page-c\_01719.html

# 【各事業所におけるテキスト活用例】

共通テキストを用いて各事業所にて研修を実施することにより、実務研修を経たうえで、訪問型サービスA(指定型)への従事を可能とします。ただし、内容の再確認をしていただくためにも、後日市主催の研修会にも参加していただくこととします。

#### ≪手順の例≫

- 4月にA類型サービスの無資格の従事者を訪問型サービスA援助者として雇用した。
- 市主催の研修会が5月まで開催されないため、共通テキストを使用して事業所にて研修を実施し、 実務研修(同行訪問)を2回行ったうえで、A類型サービスに従事させた。
- 5月の市主催の研修会にその従事者に出席いただき、改めて内容の確認をした。

# (2) 研修内容

# ア 講義 (予定)

次のカリキュラムを受講していただきます。

講座名等	主な内容	
オリエンテーション	・研修の趣旨説明	
平塚市の現状	・平塚市の高齢化率等の状況	
	・各種相談窓口の紹介	
地域包括支援センター業	・各地区の包括の紹介	
務の理解	・業務の概要	
事業概要	・介護保険制度の理解	
	(しくみ、利用対象者について 等)	
	・サービス内容の理解	
	(訪問型サービスAで行う内容、サービス提供における注意点 等)	
	・個人情報の保護	
高齢者の理解	・高齢者の特徴理解	
	・高齢者にみられやすい病気	
	・認知症の症状、対応方法 等	
高齢者虐待に関する理解	・高齢者虐待について	
	・虐待発見時の通報先 等	
訪問マナー等の理解	・接遇マナー	
	・コミュニケーションの基本等	
修了式	・修了証の交付	

※カリキュラムは状況に応じて変更する場合があります。

#### イ 実務研修

各事業所において従前の訪問介護相当サービス及び訪問型サービスA(指定型)の同行訪問を2回以上行い、事業所より訪問型サービスA(指定型)に従事するに際して支障がない旨の報告を指定申請の際及び市から求めがあった際にいただくものとします。(報告様式は市指定のものを用意します。)各事業所での実務研修においては、接遇マナー及び生活支援技術の他、緊急時(事故発生時)の対応方法等、各事業所における運営上の基準についても併せて教育をするものとします。

### (3) 研修受講者への周知

市主催の講義においては、事業所に雇用されていないが当該事業の担い手になることを希望している 参加者がいることが想定されます。そのような参加者に対して、講義開催時点において、A類型サービ スを提供している事業所を周知させていただきます。

### 8 単位・サービスコードについて

# (1) 令和4年度のサービス単価等

令和4年4月以降のサービス単価については、原則として「平塚市介護予防・日常生活支援総合事業における従前の訪問・通所介護相当サービス基準」における「4 単価・サービスコードについて/(1) 令和4年度のサービス単価等」に記載の取扱いと同様です。

# 【サービスコードの取扱い】

サービス提供時期	訪問型サービスA(指定型)	通所型サービスA
平成30年度までの提	平成30年度までの単価表を使用	
供		
平成31年4~9月	平成31年4月施行の単価表を使用	
末までの提供	※ 平成31年4月より新たに介護職員処遇改善加算の算定をするた	
	め、これに関する加算が追加され	ます。
令和元年10月以降	令和元年10月施行の単価表を使用	
のサービス提供	※ 国の定める単価改正の内容を本市の単価表に反映します。	
令和3年4月以降の	令和3年4月施行の単価表を使用	
サービス提供	※ 国の定める単価改正の内容を本市の単価表に反映します。	
令和4年4月以降の	令和4年4月施行の単価表を使用	
サービス提供	※ 国の定める単価改正の内容を本市の単価表に反映したものです。	

# (2) 単価

原則として、従前の訪問介護相当サービスの単価の取扱いの考え方に準じます。

介護予防訪問介護では、月額包括報酬とされていましたが、訪問型サービスA(指定型)においては、「他の訪問型サービスとの併用」等の観点から、原則として、1回当たりの単価設定による報酬を用いることとします。1単位あたりの単価は地域区分単価(平塚市:10.70円)と同じとします。

### (3) 単位数・単価請求の例示

原則として、サービス提供実績に基づき、1回当たりの単価により請求します。(例外的に日割り計算を行う場合については、「(4)日割り請求に係る取扱い」を御参照ください。)利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されたよりも少ないサービス提供になること、又はその逆に利用者の状態が悪化することによって、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても月の途中での支給区分の変更は不要です。

なお、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分による計画を定めることを検討する必要があります。

# 【単位数】

区分	対象	算定単位	
週に1回程度	事業対象者	2 4 1 単位/回	
	要支援1・2	1,058単位/月 1か月の提供回数が4回を超えた場合	
週に2回程度	事業対象者	2 4 5 単位/回	
	要支援 1 ・ 2	2, 114単位/月 1か月の提供回数が8回を超えた場合	
週2回を超える	事業対象者	258単位/回	
程度	要支援2	3,354単位/月 1か月の提供回数が12回を超えた場合	

# 【単価請求の例示】

- (例1) 週に1回程度の利用者に対し、1か月に4回サービスを提供した。
  - → 2 4 1 単位× 4 回
- (例2) 週に1回程度の利用者に対し、1か月に5回サービスを提供した。
  - →1, 058単位
- (例3) 週に2回程度の利用者に対し、1か月に8回サービスを提供した。
  - → 2 4 5 単位× 8 回
- (例4) 週に2回程度の利用者に対し、1か月に9回サービスを提供した。
  - $\rightarrow 2$ , 1 1 4 単位
- (例5) 週に2回程度の利用者で、1か月に9回サービスを提供予定であったが、利用者の都合により 1か月に3回の提供となった。
  - → 2 4 5 単位× 3 回
- (例6) 事業対象者で、週に1回の提供を想定していたが、状態の悪化に伴い1か月に7回サービスを 提供した。
  - →「事業対象者(週に1回程度)」として、1,058単位を算定
- (例7) 事業対象者で、週に2回の提供を想定していたが、状態の改善に伴い1か月に4回サービスを 提供した。
  - →「事業対象者(週に2回程度)」として、245単位×4回を算定

#### (4)日割り請求に係る取扱い

1月の提供回数が一定回数を超え、月額の単位数となる場合は、日割り計算を行うこととします。取扱いについては、従前の訪問介護相当サービスに準じます。

### (5)従前の訪問介護相当サービスと併用する際の上限

従前の訪問介護相当サービスと併用する場合には、両サービスを合計した1週当たりのサービス提供 頻度により、各区分を位置付けるものとします。また、両サービスの単位数 (加算を除く) の合計に、 次のとおり上限が設けられます。

### 【単位数の上限】

区分	対象	上限
週に1回程度	事業対象者、要支援1・2	1, 176単位/月
週に2回程度	事業対象者、要支援1・2	2,349単位/月
週2回を超える程度	事業対象者、要支援2	3,727単位/月

- (例1) 週に1回程度の利用者に対し、従前の訪問介護相当サービスを1か月に2回、訪問型サービス Aを1か月に2回提供した。
  - → (268単位×2回) + (241単位×2回) = 1, 018単位<1, 176単位…算定可
- (例 2) 週に 1 回程度の利用者に対し、従前の訪問介護相当サービスを 1 か月に 2 回、訪問型サービス A を 1 か月に 3 回提供した。
  - $\rightarrow$  (268単位×2回) + (241単位×3回) = 1, 259単位>1, 176単位…算定不可 ※ 例2の場合、サービスの併用ができないため、従前の訪問介護相当サービスのみを5回提供 する等包括報酬として算定可能な対応を行います。

### (6) 加算・減算

- ア 初回加算:200単位加算
- イ 同一建物減算:所定単位数×90%(所定単位数10%減算)
- ウ 介護職員処遇改善加算:従前の訪問介護相当サービスの単価の取扱いの考え方に準じます。 (加算率は従前の訪問介護相当サービスと同じです。)
- エ 介護職員等特定処遇改善加算:従前の訪問介護相当サービスの単価の取扱いの考え方に準じます。 (加算率は従前の訪問介護相当サービスと同じです。)
  - ※ 所定単位数: サービスコードA 2 「1 1 2 1」「2 1 2 1」「1 2 2 1」「2 2 2 1」 「1 3 3 1」「2 3 3 1」「2 4 2 1」「2 5 2 1」 「2 6 3 1」

### (7) 他のサービスとの関係

利用者が次のサービスを受けている間はサービス費を算定できません。

介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、

※ 他の訪問型サービスA(指定型)事業所において訪問型サービス費を算定している利用者について も算定できませんが、従前の訪問介護相当サービス事業所において訪問型サービス費を算定している 利用者については、訪問型サービス費を算定することができます。

以上

#### 【問合せ先】

〒254-8686 平塚市浅間町9-1

平塚市 福祉部 地域包括ケア推進課 地域包括ケア担当

電話:0463-20-8217 (直通)